

九州大学ラグビー部OB会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「九州大学ラグビー部OB会」と称し、略称を「玄友会」とする。

(本部の所在地並びに支部)

第2条 本会は、本部を福岡市に置き、支部を九州、関東、関西とする。地域区分は付則において定める。

第2章 目的と事業

(目的)

第3条 本会は、九州大学ラグビー部の永続的发展のため物心両面にわたる支援を行うと共に、会員相互の親睦・交流を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達するため次の事業を行う。

- (1) 九州大学ラグビー部に対する物心両面にわたる援助。
- (2) 会員相互の親睦を図るための会合、その他行事の開催。
- (3) 会員名簿の作成並びに「玄友」の発行。
- (4) その他本会の目的を達するために必要な事業。

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、九州大学ラグビー部を卒業した者又は九州大学ラグビー部の発展に寄与した者で会長が認めた者により構成される。

(年会費)

第6条 会員は、年会費を納入しなければならない。

- 2 年会費は、男子会員1万5千円、女子会員1万円とする。但し、高齢者(65歳相当の卒業後43年経過以降)、あるいは特別な理由の申し出がある場合は、任意の金額での納入を可能とする。

(除名)

第7条 会員に不都合な行為があった場合、また本会の体面を著しく汚した場合など会員として不適格と判断される者は、役員会において除名をすることが出来る。

第4章 総会

(総会の決議事項)

第8条 総会は、次の事項を審議、決議する。

- (1) 規約の改正。
- (2) 事業報告及び決算報告（年会費の入金状況を含む）。
- (3) 事業計画及び予算。
- (4) 役員の選任。
- (5) その他本会の運営に関する重要事項。

(総会の開催)

第9条 定時総会は、会長が招集し、年に一回行う。

- 2 会長は必要に応じて、臨時総会を開催することが出来る。

(総会の招集)

第10条 総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定め、事前に通知しなければならない。

- (1) 総会の日時、場所。
- (2) 総会の議案、目的事項。
- (3) 総会での議決方法（総会に出席しない会員が書面、メール等によって議決権を行使することが出来ることとするときはその旨と方法）

- 2 前項の招集通知は、OB会名簿に記載の住所への郵送、又はOBアドレス帳に登録された会員メールによって行うものとする。

(総会の決議)

第11条 総会の決議は、出席会員の過半数をもって行う。

- 2 第8条(1)の規約の改正の決議は、出席会員の3分の2以上をもって行う。
- 3 総会に出席しない会員が書面又はメール等によって議決権を行使することが出来ることとした場合には、書面又はメール等によって行使された議決数は出席した会員の議決権に算入する。

(議長)

第12条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

(議事録)

第13条 総会の議事録を作成する。

- 2 議長は、出席会員の中から議事録署名人2名を指名する。
- 3 議事録は「玄友」に掲載する。総会終了後は、結果を速やかに会員に報告するため会員メール等で通知する。

第5章 役員他

(役員)

第14条 本会には、次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 支部長 | 3名 |
| (4) 幹事長 | 1名 |
| (5) 副幹事長 | 若干名 |
| (6) 部会長 | 若干名 |
| (7) 会計監査 | 2名 |

(役員を選任)

第15条 役員は、総会の決議によって選任される。

(任期)

第16条 役員の任期は2年とする（定時総会から2年後の定時総会まで）。但し、総会の決議によって再任を妨げない。

(役員の仕事)

第17条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 支部長は、支部に必要な体制を組織し、支部の運営に当たる。
- 4 幹事長は、会務を企画、執行する。また設置された部会を統括する。
- 5 副幹事長は、幹事長の業務を分担、補佐する。
- 6 部会長は、部会を構成し、委任された業務を自主的に計画し、実行する。
- 7 会計監査は、本会の会計を監査する。

(監督団)

第18条 監督団は、監督、コーチをもって構成し、人選は担当部会が行い、役員会の議を経て決定し、幹事長が委嘱する

- 2 監督団は、九州大学ラグビー部学生の心技両面にわたる指導、育成を行う。

(名誉職)

第19条 本会には、顧問、相談役、名誉会員を置くことが出来る。選任、任期は、役員会において決定する。

第6章 役員会

(構成)

第20条 役員会は、第14条の役員をもって構成する。

2 役員会は、テレビ電話、遠隔テレビ会議等のネット会議機能を利用し参加出来るものとする。

3 役員会には、オブザーバーとして監督団、部長（大学）、現役（主将、主務、マネージャー他部員）も参加出来るものとする。

(役員会の権限)

第21条 役員会は次に掲げる職務を行う。

- (1) 九大ラグビー部の運営、強化に関する事項。
- (2) 規約案、事業計画案、予算案、決算案、役員人事案の作成。
- (3) その他総会に付議すべき事項がある場合にはその案の作成。
- (4) 細則の作成並びに決議。
- (5) 部会、プロジェクトチームの設置に関する事項。
- (6) その他本会の運営に関する一切の事項。

(運営)

第22条 役員会は、会長が招集する。

- 2 役員会を招集するには、幹事長が会長を代理して事前に通知を発するものとする。
- 3 役員会の決議は、出席役員の過半数をもって行う。
- 4 役員会の議事録は、幹事長が作成するものとする。

第7章 支部、部会

(支部)

第23条 各支部は、支部の選考方法で支部長を選任することが出来る。

- 2 支部長は、支部に必要な体制を組織し、支部の運営に当たる。
- 3 各支部は、本部と連携し、本部の活動に協力するものとする。
- 4 各支部は、本部の活動と重複する事項以外は、独自に企画、実行出来る。

(部会)

第24条 役員会は、本会の業務執行を円滑かつ効率的を図るため、目的、業務ごとに部会を置くことが出来る。また当面の重点的対応を要する課題に対しては、期間を区切り特別部会又はプロジェクトチームを置くことが出来る。

- 2 設置された部会の担務業務は細則において定める。
- 3 部会には、業務に必要な員数の幹事を置くことが出来る。幹事は担当部会長が人選を行い、幹事は役員会の議を経て幹事長が委嘱する。

第8章 会計

(経費)

第25条 本会の運営に必要な経費は、会員により納入される年会費と寄附金をもってこれに充てる。

2 特別な経費を必要とするときは、役員会で決定の上、会員に要請することが出来る。

3 入金、出金は、役員会で定められた出納責任者が行う。

(会計年度)

第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とし、年度ごと収支決算を行い、会計監査を受けなければならない。

第9章 会員名簿管理

(会員名簿の更新とメールアドレスの登録)

第27条 会員は、住所、氏名、職業（勤務先）電話番号に変更があった場合には、直ちに本会に通知するものとする。

2 運営の円滑化、情報の迅速化、情報共有、通信費減に寄与するため、会員は保有するメールアドレスを「OBメールアドレス帳」に登録するものとする。但し、不慣れでメールを使用していない高齢者などはこの限りでない。

以上

(付則)

1 各支部に属する地域は次のとおりである。

(1) 九州支部 九州及び沖縄、山口県、四国

(2) 関東支部 静岡県、長野県、新潟県以東及び北海道

(3) 関西支部 愛知県、岐阜県、富山県以西

海外居住者は、留守宅の支部に属する。

2 旅費規程

役員は以下の旅費を請求することが出来る。

九州支部と関東支部の往復は3万円

九州支部と関西支部の往復は1万5千円

関東支部と関西支部の往復は1万5千円

3 本会の所在地は次のとおりである。

〒812-0018 福岡市博多区住吉4-21-17

4 本規約は、総会への決議を経て発効する。(発効日は令和2年9月13日)